

訪問看護重要事項説明書（介護保険）

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者

事業者の名称	飯田市
代表者	佐藤 健
所在地	飯田市大久保町 2534 番地
設立年月日	1994年4月1日

2 事業所の概要

（1）事業所の所在地

事業所名称	飯田市訪問看護ステーション
管理者	玉置 雅代
所在地	飯田市八幡町 438 番地 TEL : 0265-21-1299 FAX : 0265-21-2137
サービスの種類	訪問看護
介護保険指定事業所番号	2060590029
通常の事業の実施地域	飯田市（上村・南信濃を除く）

（2）事業の目的と運営の方針

事業の目的	ステーションの看護師及び理学療法士等（以下「看護職員」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある者及び心身の機能の低下した状態にある在宅の療養者（以下「在宅療養者」という。）に対し、適正な指定看護及び指定居宅サービス訪問看護等（以下「指定訪問看護等」という。）を提供することを目的とする。
運営の方針	指定訪問看護等は、在宅療養者の生活の質の確保に資する見地から、在宅療養者の家庭における療養生活を支援し、その心身機能の維持回復を目指すものとする。 訪問看護事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、他の保健、医療又は福祉サービスとの密接な連携に努めるものとする。 指定訪問看護等は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(3) 事業所の開業日及び開業時間

開業日	月曜日～金曜日 ただし、国民の祝日に関する法律による休日及び 12月29日～翌年1月3日を除く
開業時間	午前8時30分～午後5時15分

*緊急対応が必要な場合はこの限りではありません。

(4) 事業所の職員体制

区分	職種	人員
管理者	看護師	1名（常勤）
従業者	保健師、看護師	5名以上
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	1名以上（兼務）

3 提供するサービスの内容について

サービスの仕組み	主治の医師より訪問看護指示書を発行してもらい、利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。この訪問看護計画書に沿い、訪問看護を行います。
訪問看護の内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 病状観察 ② 身体の清しき及び洗髪等による清潔の保持 ③ 床擦れの予防及び処置 ④ カテーテル等の管理 ⑤ リハビリテーション ⑥ 食事及び排せつの介助 ⑦ ターミナルケア ⑧ 療養生活及び介護方法指導 ⑨ その他主治の医師の指示に基づくもの

4 提供するサービスの利用料金について

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、介護保険に応じた負担割合です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は、全額自己負担となります。

サービス利用料、加算料金等については別紙1を参照してください。サービス利用料とは別に保険適応外の料金については以下のとおりです。

(1) その他の料金（保険適応外）

休業日の訪問	1,650円/回	休業日の訪問看護事業 午前8時から午後6時までの間にわたる場合
1時間30分を超える時間ごとに市長が別に定める額	1時間30分を超える時間ごとに市長が別に定める額	午後6時から午後10時まで又は午前6時から午前8時までの間にわたる場合
	1時間30分を超える30分ごとに市長が別に定める額	午後10時から翌日午前6時までの間にわたる場合
	1時間30分を超える30分ごとに市長が別に定める額	上記以外の場合
交通費	1kmあたり40円	飯田市（上村、南信濃を除く）以外への訪問をする場合
死後の処置	11,000円	希望により死後の処置を行った場合

(2) キャンセル料

利用開始2時間前までに連絡がない場合はキャンセル料として1回につき5,000円いただきます。

5 利用料金の支払い方法について

利用料金の支払いは口座からの振替えをお願いしています。ご利用のあった翌20日に指定の口座から振替させていただきますので、前日までに口座残高をご確認ください。

6 その他の対応について

(1) 緊急時または事故発生時における対応について

訪問中に利用者に病状の変化、急変その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治の医師へ連絡を行う等の措置を行います。また利用者に対する訪問看護の事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡し、必要な措置を行います。

(2) 事業所に対する相談・苦情窓口

当事業所利用者からの訪問看護に関する相談、苦情窓口

飯田市立病院 医療福祉係長	電話 (0265) 21-1255 (内線 2452)
飯田市役所 長寿支援課 介護認定支援係	電話 (0265) 22-4511
長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係	電話 (026) 238-1580

*受付時間：月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分まで

（国民の祝日に関する法律による休日及び、祝日12月29日～翌年1月3日を除く。）

（3）虐待防止に関する事項について

利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げる措置を講じます。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について看護職員に周知徹底を図ることとします。
- ②虐待防止のための指針を整備します。
- ③看護職員に対し、虐待を防止するための研修を定期的に実施します。
- ④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。担当者：管理者
- ⑤訪問看護の提供中に、看護職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市長に通報します。

（4）身体的な拘束等の適正化の推進について

当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行いません。ただし、緊急やむを得ない場合の実施に際しては、その様態及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等の記録を行います。

（5）衛生管理等について

職員の清潔の保持及び健康状態について管理を行うとともに、ステーションの設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。

（6）業務継続計画の策定等について

- ①ステーションは、感染症や災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護等を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、業務継続計画という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- ②看護職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

（7）ハラスメント対策に関する事項

利用者またはそのご家族等による本事業所の従事者への身体的暴力・精神的暴力やセクシャルハラスメントがなされた場合、当該従業者ないし本事業所がお客様へサービスを提供することができなくなり、契約の解除等を行う場合があります。

（8）その他の留意事項

- ①職員に対する金品等の心付けはお断りしております。また、お茶や食物などの提供もお断りしております。
- ②ペットを飼われている場合は、トラブル回避のため、訪問前に柵に入れる、別室に移すなど、配慮をお願いします。
- ③やむを得ない事情により訪問時間が前後する場合があります。

④自然災害時等による訪問の変更、中止をお願いすることがあります。

- ・災害時警戒レベル4の発令が出た際
- ・利用者宅がハザードマップより水害・土砂災害等の危険区域等の場合
- ・自施設から利用者宅までの交通路で水害や土砂災害が予測されている場合
- ・大雪等で道路状況が悪い場合

⑤平日は、電話を看護師以外の職員が受けることもあります。

【 説明確認欄 】

説明日 年 月 日

訪問看護提供開始にあたり、利用者に対し契約書および本書面に基づいて、重要事項を説明しました。

事業者所在地 : 飯田市八幡町438番地

名称 : 飯田市訪問看護ステーション

説明者氏名 :

【 加算についての同意欄 】

・看護体制強化加算について

このサービスを利用することに同意しますか。

同意 (します . しません) * いずれかに○をして下さい。

・緊急時訪問看護加算について

①対応マニュアルを整備しています。

②緊急時判断を保健師/看護師が速やかに行える連携体制が整備されています。

③対応する（保健師/看護師以外の）職員の勤務態勢・勤務状況が明確にしています。

④対応したら保健師/看護師に必ず報告します。保健師/看護師はその報告内容を記録書に記録します。

以上の項目に従って対応します。

このサービスを利用する事に同意しますか。

同意 (します . しません) * いずれかに○をして下さい。

私は、契約書および本書面により、事業者から訪問看護について重要事項の説明を受けました。

利用者 住所 :

 氏名 :

家族または後見人・代理人 住所 :

 氏名 :

(続柄)

別紙1 介護保険サービス利用料
基本単価（1単位10円）

	訪問看護費	介護予防訪問看護費
20分未満	314単位	303単位
30分未満	471単位	451単位
30分～1時間未満	823単位	794単位
1時間～1時間30分未満	1,128単位	1,090単位
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問 1回（20分以上）	294単位	284単位

加算等の料金

加算の種類	単位数	要件
夜間・早朝加算	基本単価の25%/回	夜間（午後6時～午後10時）、早朝（6時～午前8時）に訪問看護を行った場合
深夜加算	基本単価の50%/回	深夜（午後10時～午前6時）に訪問看護を行った場合
複数名訪問加算Ⅰ	30分未満254単位/回 30分以上402単位/回	看護師等が複数名、同時に所要時間30分未満の訪問看護を行った場合
複数名訪問加算Ⅱ	30分未満201単位/回 30分以上317単位/回	看護師等が看護補助者と同時に所要時間30分未満の訪問看護を行った場合

	加算項目	単位数	要件
<input type="checkbox"/>	看護体制強化加算（Ⅰ）	550単位/月	前6ヶ月間の利用者総数のうち、緊急時訪問看護加算の割合が50%、特別管理加算の割合が20%を超える、前12ヶ月間においてターミナルケア加算の人数が5名以上、看護職員の割合が6割以上、全ての条件を満たす場合
<input type="checkbox"/>	看護体制強化加算（Ⅱ）	200単位/月	前6ヶ月間の利用者総数のうち、緊急時訪問看護加算の割合が50%、特別管理加算の割合が20%を超える、前12ヶ月間においてターミナルケア加算の人数が1名以上、看護職員の割合が6割以上、全ての条件を満たす場合
<input type="checkbox"/>	看護体制強化加算（介護予防）	100単位/月	前6ヶ月間の利用者総数のうち、緊急時訪問看護加算の割合が50%、特別管理加算の割合が20%を超える、看護職員の割合が6割以上、全ての条件を満たす場合

<input type="checkbox"/>	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	6単位/回	看護師等の勤続年数が7年以上の者の占める割合が30%以上の場合
<input type="checkbox"/>	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	3単位/回	看護師等の勤続年数が3年以上の者の占める割合が30%以上の場合
<input type="checkbox"/>	緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	600単位/月	事業所が利用者の同意を得て、24時間連絡体制と、必要に応じて緊急訪問を行う体制がある。また業務負担の軽減に資する業務管理等の体制が整備できている場合
<input type="checkbox"/>	緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	574単位/月	事業所が利用者の同意を得て、24時間連絡体制と、必要に応じて緊急訪問を行う体制にある場合
<input type="checkbox"/>	特別管理加算（Ⅰ）	500単位/月	特別な管理を必要とする方に対して、サービスの実施にあたり計画的な管理を行う場合（厚生労働大臣が定める状態にある者）
<input type="checkbox"/>	特別管理加算（Ⅱ）	250単位/月	
<input type="checkbox"/>	初回加算（Ⅰ）	350単位/月	新規の利用者、2ヶ月利用がなかった利用者に対し、病院等から退院した日に看護師が初回の訪問看護を行った場合
<input type="checkbox"/>	初回加算（Ⅱ）	300単位/月	新規の利用者に対し、初回に看護師が訪問看護を行った場合
<input type="checkbox"/>	専門管理加算	250単位/月	専門の研修を受けた看護師が、専門的な管理を含む訪問看護を実施する場合。
<input type="checkbox"/>	退院時共同指導加算	600単位/回	入院入所している者が、退院退所するにあたり、療養上必要な退院時共同指導を行った場合（1回限り）
<input type="checkbox"/>	長時間訪問看護加算	300単位/回	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合
<input type="checkbox"/>	ターミナルケア加算	2,500単位/月	在宅で死亡した利用者に対して、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを実施した場合